

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する 第三者調査委員会の報告を受けて

令和8年5月27日
山都町長 坂本 靖也

ふるさと納税制度は、居住地以外の自治体を応援するために寄付を行うことで、税制上の優遇措置を受けることができる制度であります。

山都町におきましても、本制度を活用し、多くの皆様から山都町に対してご寄付をいただいております。また、そのお礼として、山都町の農産物や加工品、県が定める共通返礼品などを規定に基づきお送りすることで、地場産品の育成と地域経済の振興に努めるとともに、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に取り組んでまいりました。

しかしながら、令和5年10月から令和6年9月までの期間において、寄付金募集に要した経費が、国の定める基準である「寄付額の50%以下」を超えたことから、本町は、令和7年9月30日から令和9年9月29日までの2年間、ふるさと納税の対象団体から除外されることとなりました。

改めまして、町民の皆様、返礼品をご提供いただいた事業者の皆様、全国から山都町を応援していただいた多くの皆様をはじめ、関係機関の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今回の指定取消しを受け、町では昨年10月に第三者調査委員会を設置し、専門家の皆様に客観的な立場から検証を行っていただき、原因究明と再発防止策について調査・検討を進めてまいりました。そして本日、その報告を受けたところであります。

調査結果によると、主な原因に次の点を挙げられています。

- 1 近隣自治体との過度な競争意識があり、「経費率は5割以下」というルールを遵守しなければいけないという意識が欠如していたこと。
- 2 制度の詳細を十分に把握している職員がおらず、中間事業者に過度に依存し、ルールを逸脱しているという危機感が欠如していたこと。
- 3 組織的なチェック体制が機能していなかったこと。

これらの原因を踏まえ、調査委員会から、法令遵守意識の醸成、経費管理の徹底、専門人材の育成、そして顧問弁護士への相談体制の整備といった再発防止策についての意見をいただきました。

町といたしましては、今回の報告を真摯に受け止め、再発防止を徹底するとともに、ふるさと納税制度の再開後における適切な運用に向け、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

第三者調査委員会のこれまでの経緯、調査報告書の詳細は町ホームページでご覧になれます。



「ふるさと納税第三者調査委員会」調査報告について

本町はふるさと納税制度における寄付金募集に関わる経費が、国の定める基準である「寄付金額の50%」を超えたため、令和7年9月から2年間、ふるさと納税の対象自治体から除外されました。

この度、ふるさと納税対象自治体からの指定取消に至った経緯を明らかにし、再発防止策を検討するため、本町が設置した第三者調査委員会による報告書が取りまとめられました。

この問題に関し、町民の皆様にご状況を伝えるとともに、再発防止策の徹底を図り、信頼の回復を図るとともに制度再開に向けて全職員一丸となり取り組んでまいります。

ふるさと納税対象地方団体の指定取消事案に関する 第三者調査委員会報告書（概略版）

令和8年5月27日
ふるさと納税対象地方団体の指定取消し事案に関する第三者調査委員会

第1 報告事項①（経費率が50%を超過しふるさと納税の指定取消を受けた原因）

- 1 近隣自治体との過度な競争意識があり、寄付金額を増額させることのみが目標となり、その前提となる「経費率は5割以下」というルールを遵守しなければいけないという意識が欠如していた。
- 2 制度の詳細を十分に把握している職員がおらず、中間事業者への過度な依存があった。経費が50%を多少オーバーしても大丈夫（指定取消となることはない）との中間事業者からの説明を山都町は漫然と受け止め、ルールを逸脱しているという危機感が欠如していた。
- 3 誰が最終決定を下すのかという「決裁規程」が整備されていなかった。重要なはずの決裁が総務課長や副町長に回らず、課長専決で処理されるなど、組織的なチェック体制が機能していなかった。当時の担当部署（山の都づくり推進室）の業務が多岐にわたるにもかかわらず人手が足りなかったこと、特に取消の原因となった指定期間（令和5年10月から令和6年9月）においては前任者の退職や病気休職、さらには当時の町長の入院などが重なり、組織が混乱していた。
- 4 中間事業者との間で「支払う委託料は募集経費の50%以下」との内容の覚書を締結したにもかかわらず、委託料の減額対応が受けられなかった。

第2 報告事項②（再発防止策等に関する意見）

次の事項に関する提言を行った。

- 1 法令遵守意識の醸成
- 2 経費管理の徹底
- 3 専門人材の育成と顧問弁護士への相談体制整備
- 4 決裁規程の整備

以上